

デジタル庁
令第十五号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年八月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第三十条 第二条の表二十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

第三十条 「同上」

「一・二 略」

三 予防接種法第二十八条の実費の徴収の決定に関する事務 次に掲げる情報

「一・二 同上」

イ 当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報（以下「就労自立給付金関係情報」という。）

イ 当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る生活保護実施関係情報

「ロ〜ニ 略」

「ロ〜ニ 同上」

第三十二条 第二条の表三十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

第三十二条 「同上」

「一 略」

「一 同上」

二 医師法第七条の二第二項の再教育研修を修了した旨の医師への登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

「新設」

三〜七 「略」

二〜六 「同上」

八 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第十条の三第一項の再教育研修修了登録証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

「新設」

九 医師法施行規則第十条の四第一項の再教育研修修了登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

「新設」

十 「略」

七 「同上」

第三十三条 第二条の表三十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

第三十三条 「同上」

「一 略」

「一 同上」

二 歯科医師法第七条の二第二項の再教育研修を修了した旨の歯科医師への登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

「新設」

三〜七 「略」

二〜六 「同上」

八 歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）第十条の三第一項の再教育研修修了登録証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

「新設」

九 歯科医師法施行規則第十条の四第一項の再教育研修修了登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

「新設」

十 「略」

七 「同上」

<p>十一 〔略〕</p> <p>第三十四条 第二条の表三十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 保健師助産師看護師法第十五条の二第三項の保健師等再教育研修を修了した旨の保健師籍、助産師籍又は看護師籍への登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報</p> <p>三 略</p> <p>三〇六 〔略〕</p> <p>七 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十四条第一項の再教育研修修了登録証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報</p> <p>八 保健師助産師看護師法施行規則第十五条第一項の再教育研修修了登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報</p> <p>第三十五条 第二条の表三十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 保健師助産師看護師法第十五条の二第四項の准看護師再教育研修を修了した旨の准看護師籍への登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報</p> <p>三〇六 〔略〕</p> <p>第四十四条 第二条の表四十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報</p> <p>〔イ〕ル 略</p> <p>ヲ 生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は生活保護法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給に関する情報（第百二十七条及び第百六十三条において「進学・就職準備給付金関係情報」という。）</p> <p>〔ワ〕ケ 略</p> <p>二〇六 略</p>	<p>八 〔同上〕</p> <p>第三十四条 〔同上〕</p> <p>一 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>二〇五 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第三十五条 〔同上〕</p> <p>一 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>二〇五 〔同上〕</p> <p>第四十四条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ル 同上</p> <p>ヲ 生活保護実施関係情報、生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報（以下「就労自立給付金関係情報」という。）又は同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給に関する情報（第百二十七条及び第百六十三条において「進学・就職準備給付金関係情報」という。）</p> <p>〔ワ〕ケ 同上</p> <p>二〇六 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この命令は、公布の日から施行する。